

京都市メディア支援センター運営支援業務に係る提案内容評価要領

1 基本的な考え方

提出された企画提案書に基づいて、本市が設置する選定委員会において審査を行い選定する。選定委員会は非公開とし、提案内容の評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

別紙「京都市メディア支援センター運営支援業務 受託候補者に係る採点表」のとおり

(2) 採点方法

ア 項目審査点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で審査する。

審査	項目審査点
優れている。	4点
やや優れている。	3点
普通である。	2点
やや劣っている。	1点
本市の要求する内容がない又は劣っている。	0点

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、項目加重点（係数）を設定している。計算は以下の式により行う。

項目審査点×項目加重点（係数）

(3) 受託候補者の決定

点数は、審査員の合計点の平均（100点満点）とし、点数が最も高い者を受託候補者とする。合計点数が同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、点数、見積金額ともに同じ場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。

応募事業者が1社のみの場合は、審査員の合計点の平均が60点を上回る場合に受託候補者とする。